

○国崎クリーンセンター廃棄物処理手数料条例

（平成21年4月1日）
（条例第29号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、国崎クリーンセンター（以下「センター」という。）における廃棄物の処理に関する手数料について必要な事項を定めるものとする。

（手数料）

第2条 兵庫県川西市、川辺郡猪名川町、大阪府豊能郡豊能町、豊能郡能勢町（以下「構成市町」という。）に事務所若しくは事業所を有する者が事業により排出する廃棄物（一般廃棄物及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第11条第2項の規定により管理者が定めた産業廃棄物をいう。）、及び構成市町に居住する者が直接センターに搬入する一般廃棄物の処理については、別表に掲げる手数料を徴収する。

（免除）

第3条 非常災害その他管理者が特に必要と認めたものについては、前条の手数料の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

第7編 その他（国崎クリーンセンター廃棄物処理手数料条例）

別表

種 別	取扱区分	手 数 料	備 考
可 燃 ご み	10kgにつき	80円	
大 型 ご み			
不 燃 粗 ご み			
ベ ッ ト ボ ト ル			
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装			
紙 ・ 布 類			
ビ ン 類			
カ ン 類			
有 害 ご み			

A
（猪名川広域五）
二〇七九ノ二